

議案第 11 号

平成25年度富山県一般会計予算

平成25年度富山県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 545,061,878 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

		歳 入	(単位 千円)
款	項	金	額
1 県	税		110,684,000
		1 県 民 税	41,653,000
		2 事 業 税	17,161,000
		3 地 方 消 費 税	17,918,000
		4 不 動 産 取 得 税	2,153,000
		5 県 た ば こ 税	1,351,000
		6 ゴ ル フ 場 利 用 税	324,000
		7 自 動 車 取 得 税	1,810,000
		8 軽 油 引 取 税	11,057,000
		9 自 動 車 税	17,244,000
		10 鉱 区 税	1,000
		11 狩 猟 税	12,000
2 地方消費税清算金			21,821,368
		1 地方消費税清算金	21,821,368
3 地方譲与税			17,590,001
		1 地方法人特別譲与税	15,127,000

	2 地方揮発油譲与税	2,298,000
	3 石油ガス譲与税	140,000
	4 航空機燃料譲与税	25,000
	5 地方道路譲与税	1
4 地方特例交付金		384,000
	1 地方特例交付金	384,000
5 地方交付税		129,900,000
	1 地方交付税	129,900,000
6 交通安全対策 特別交付金		355,000
	1 交通安全対策 特別交付金	355,000
7 分担金及び負担金		3,731,734
	1 分担金	416,186
	2 負担金	3,315,548
8 使用料及び手数料		8,424,081
	1 使用料	6,328,027
	2 手数料	2,096,054
9 国庫支出金		52,618,839
	1 国庫負担金	20,411,130
	2 国庫補助金	30,590,395

一般会計

	3 委 託 金	1,617,314
10 財 産 収 入		832,363
	1 財 産 運 用 収 入	472,363
	2 財 産 売 払 収 入	360,000
11 寄 附 金		78,889
	1 寄 附 金	78,889
12 繰 入 金		25,468,985
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3,672,385
	2 基 金 繰 入 金	21,796,600
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		80,192,017
	1 延 滞 金、加 算 金 料 及 び 過 料	224,276
	2 県 預 金 利 子	4,465
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 元 利 収 入	841,139
	4 貸 付 金 元 利 収 入	66,753,326
	5 受 託 事 業 収 入	606,482
	6 収 益 事 業 収 入	3,250,400
	7 雑 入	8,511,929

一般会計

15 県	債		92,980,600	
		1 県	債	92,980,600
歳 入 合 計			545,061,878	
歳 出			(単位 千円)	
款	項	金	額	
1 議 会 費			1,066,565	
	1 議 会 費		1,066,565	
2 総 務 費			21,972,919	
	1 総 務 管 理 費		8,143,510	
	2 企 画 費		4,625,899	
	3 自 然 保 護 費		1,082,767	
	4 徴 税 費		4,775,449	
	5 市 町 村 振 興 費		990,980	
	6 選 挙 費		447,249	
	7 防 災 費		1,239,229	
	8 統 計 調 査 費		397,885	
	9 人 事 委 員 会 費		123,521	
	10 監 査 委 員 費		146,430	
3 民 生 費			46,388,760	

	1 社会福祉費	32,702,553
	2 児童福祉費	13,317,084
	3 生活保護費	366,442
	4 災害救助費	2,681
4 衛生費		30,272,664
	1 公衆衛生費	18,682,164
	2 環境衛生費	967,303
	3 保健所費	1,617,116
	4 医務費	6,025,191
	5 薬務費	943,047
	6 公害防止費	2,037,843
5 労働費		4,957,097
	1 労政費	736,666
	2 職業訓練費	1,625,950
	3 失業対策費	2,527,504
	4 労働委員会費	66,977
6 農林水産業費		39,108,477
	1 農業費	6,648,909
	2 畜産業費	813,960

	3 農 地 費	13,558,379
	4 林 業 費	15,783,915
	5 水 産 業 費	2,303,314
7 商 工 費		64,916,061
	1 商 業 費	59,617,683
	2 工 鉱 業 費	3,957,961
	3 観 光 費	1,340,417
8 土 木 費		78,199,088
	1 土 木 管 理 費	21,004,300
	2 道 路 橋 り ょ う 費	26,331,819
	3 河 川 海 岸 費	15,075,012
	4 港 湾 費	4,503,336
	5 都 市 計 画 費	10,075,130
	6 住 宅 費	1,209,491
9 警 察 費		23,896,428
	1 警 察 管 理 費	23,392,765
	2 警 察 活 動 費	503,663
10 教 育 費		105,952,121
	1 教 育 総 務 費	7,802,117

	2 小 学 校 費	34,450,952
	3 中 学 校 費	19,620,061
	4 高 等 学 校 費	27,000,530
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,945,024
	6 大 学 費	2,834,368
	7 社 会 教 育 費	2,881,215
	8 保 健 体 育 費	1,417,854
11 災 害 復 旧 費		5,284,062
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,460,310
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,823,752
12 公 債 費		91,697,070
	1 公 債 費	91,697,070
13 諸 支 出 金		31,150,566
	1 諸 支 出 金	31,150,566
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		545,061,878

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県議会中継システム事業 (インターネット)	平成26年度から 平成30年度まで	8,070
印刷広報費	平成26年度	2,900
秘書業務労働者派遣費	平成26年度から 平成28年度まで	83,760
行政情報システム推進事業	平成26年度から 平成32年度まで	327,653
富山県庁情報通信網整備事業	平成26年度から 平成32年度まで	637,510
電子自治体システム整備事業	平成26年度から 平成31年度まで	159,687
県立大学図書館システム整備事業	平成26年度から 平成29年度まで	12,741
富山県農林水産総合技術センター本館耐震補強工事	平成26年度	49,005
税オンラインシステム整備事業	平成26年度から 平成30年度まで	233,118
富山県教育文化会館ホール天井改修事業	平成26年度	28,491
富山県立山博物館整備事業	平成26年度	11,286
富山県福祉施設支援資金貸付事業損失補償 1 相手方	平成26年度から 平成33年度まで	平成25年度の貸付事業に係る貸付事業費の30%に相当する額の範囲内

一般会計

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 2 損失補償の対象 貸付事業に係る未収債権であって、当該年度終了後3箇月を経過してもなお回収できなかった額		
医療情報システム整備事業	平成26年度から平成31年度まで	105,061
先天性代謝異常等検査費	平成26年度から平成31年度まで	46,968
県内医薬品研究者等バーゼル大学等派遣事業	平成26年度	1,200
小規模企業者等設備導入資金貸付事業損失補償 1 相手方 財団法人富山県新世紀産業機構 2 損失補償の対象 設備資金貸付事業に係る未収債権であって、当該年度終了後3箇月を経過してもなお回収できなかった額	平成25年度から平成33年度まで ただし、小規模企業者等設備導入資金助成法第5条第1項ただし書に規定する施設に係る貸付事業については 平成25年度から平成38年度まで	平成25年度の貸付事業に係る貸付事業費の10%に相当する額の範囲内
元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業損失補償 1 相手方 財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。） 2 損失補償の対象 元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業において、投資債務保証	投資債務保証事業については 平成25年度から平成37年度まで 融資債務保証事業については 平成25年度から平成34年度まで 直接投資事業については 平成25年度から平成35年度まで	47,000

<p>事業又は融資債務保証事業につき機構が代位弁済した額及び直接投資事業につき機構の損失が発生した場合の損失額に10分の7を乗じて得た額の合計額の範囲内</p>		
<p>中小企業制度融資損失補償</p> <p>1 相手方 富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象 富山県の制度融資（小口事業資金あっせん保証融資資金、経営安定資金連鎖倒産防止枠）について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	平成25年度	59,000
<p>創業支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金（経営革新枠）損失補償</p> <p>1 相手方 富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象 創業支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金（経営革新枠）について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	平成25年度	17,000
<p>経営安定資金地域産業対策枠経営安定特別分損失補償</p> <p>1 相手方 富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象 経営安定資金地域産業対</p>	平成25年度から 平成34年度まで	5,000

策粋経営安定特別分について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額		
経営安定資金企業再生支援 粋損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 経営安定資金企業再生支援 粋について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額	平成25年度から 平成37年度まで	5,000
緊急経営改善資金損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 緊急経営改善資金について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額	平成25年度から 平成37年度まで	24,000
緊急雇用創出基金事業	平成26年度	392,000
民間委託職業訓練事業	平成26年度	130,337
農業近代化資金利子補給 1 相手方 農業協同組合その他の融資機関 2 資金の種類 農業近代化資金融通法 (昭和36年法律第202号)に基づく資金 3 利子補給の対象となる	平成26年度から 平成45年度まで	年4.2%以内の利子補給 144,963

貸付金 1,500,000千円以内 4 利子補給期間 20年以内		
農業振興資金利子補給 1 相手方 農業協同組合その他の融 資機関 2 資金の種類 富山県農業振興資金融通 要綱（平成12年農経第 869号）に基づく資金 3 利子補給の対象となる 貸付金 農業経営安定資金 200,000千円以内 4 利子補給期間 7年以内	平成26年度から 平成32年度まで	年3.5%以内の利子補給 6,422
球根優良品種導入資金利子 補給 1 相手方 農業協同組合その他の融 資機関 2 資金の種類 富山県球根優良品種導入 資金融通要綱（昭和44年 農政第1049号）に基づく 資金 3 利子補給の対象となる 貸付金 球根優良品種導入資金 40,000千円以内 4 利子補給期間 3年以内	平成26年度から 平成28年度まで	年2.0%以内の利子補給 660
農業担い手育成強化資金利 子補給	平成26年度から 平成32年度まで	年1.5%以内の利子補給 1,148

<p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 富山県農業担い手育成強化資金利子補給金交付要綱（平成13年富山県農林水産部長通知農経第 679号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>		
<p>畜産特別資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 経営改善計画に基づき、借入金の償還軽減のため、農業協同組合その他の融資機関が畜産経営体に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>	<p>平成26年度から 平成50年度まで</p>	<p>年 0.5 %以内の利子補給 2,884</p>
<p>中山間地域活性化資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 中山間地域の農業を総合的に振興し、地域の活性化を図るため、知事が定</p>	<p>平成26年度から 平成50年度まで</p>	<p>年 2.5 %以内の利子補給 6,791</p>

<p>める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 60,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>		
<p>農業経営基盤強化資金利子助成補助</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 日本政策金融公庫資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>平成26年度から 平成32年度まで</p>	<p>年0.5%以内の利子補給 2,166</p>
<p>農業経営負担軽減支援資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 農家の既往債務の軽減を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 200,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>	<p>平成26年度から 平成40年度まで</p>	<p>年2.5%以内の利子補給 21,928</p>
<p>新規就農者特別保証制度損失補償</p> <p>1 相手方</p>	<p>平成25年度</p>	<p>1,500</p>

<p>富山県農業信用基金協会 (以下「協会」という。)</p> <p>2 損失補償の対象 富山県が協会と締結する 損失補償契約の対象とな る債務保証につき、協会 が代位弁済した額と保険 金受領額との差額</p>		
<p>富山県農林水産公社事業資 金損失補償</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融 資機関</p> <p>2 損失補償の対象 農業協同組合その他の融 資機関が富山県農林水産 公社に農地買入資金等の 事業資金を貸し付けたこ とについて損失を受けた 場合のその損失</p>	<p>平成25年度から 平成36年度まで</p>	<p>元金50,000千円及び延滞金 並びに違約金相当額</p>
<p>富山県農林水産公社事業資 金損失補償</p> <p>1 相手方 社団法人全国農地保有合 理化協会</p> <p>2 損失補償の対象 社団法人全国農地保有合 理化協会が富山県農林水 産公社に農地保有合理化 促進事業資金を貸し付け たことについて損失を受 けた場合のその損失</p>	<p>平成25年度から 平成36年度まで</p>	<p>元金 100,000 千円及び延滞 金並びに違約金相当額</p>
<p>県営ため池等整備事業島尾 大池堤体改修工事</p>	<p>平成26年度</p>	<p>310,000</p>

<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償</p> <p>1 相手方 (株)日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）</p> <p>2 損失補償の対象 公庫が富山県農林水産公社（以下「公社」という。）に造林資金 762,613 千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	<p>公庫が、公社に資金を貸し付けたときから当該貸付金の最終償還期限到来後10箇月の期間が満了し、公庫が補償の履行日として指定する日まで</p>	<p>貸付金の最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けていない元金 762,613 千円、その利子（遅延利息を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行日まで年11%の割合による利子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機関</p> <p>2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機関が富山県農林水産公社に造林資金32,434千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	<p>平成25年度から平成35年度まで</p>	<p>元金32,434千円及びその利子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機関</p> <p>2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機関が富山県農林水産公社に造林資金等 4,386,045 千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	<p>平成25年度から平成26年度まで</p>	<p>元金 4,386,045 千円及びその利子の範囲内</p>

<p>漁業近代化資金利子補給</p> <p>1 相手方 富山県信用漁業協同組合 連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業近代化資金融通法 (昭和44年法律第52号) 富山県漁業近代化資金制 度実施要綱に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 400,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 20年以内</p>	<p>平成26年度から 平成46年度まで</p>	<p>年3.5%以内の利子補給 44,499</p>
<p>漁業近代化資金損失補償</p> <p>1 相手方 富山県漁業信用基金協会</p> <p>2 損失補償の対象 中小漁業融資保証法(昭 和27年法律第346号)に 基づき債務保証したもの につき代位弁済した額</p>	<p>平成25年度</p>	<p>1,000千円の範囲内におい て代位弁済したとき知事が 認めた額</p>
<p>漁業経営安定等資金利子補給</p> <p>1 相手方 富山県信用漁業協同組合 連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業経営の維持安定等を 図るため、中小漁業者等 に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 600,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>	<p>平成26年度から 平成41年度まで</p>	<p>年1.55%以内の利子補給 40,908</p>

富山県道路公社事業資金債務保証 1 相手方 北陸銀行その他の金融機関 2 債務保証の対象 富山県道路公社が能越自動車道有料道路事業運転資金に充てる借入金に係る債務	平成25年度から平成35年度まで	元金 1,200,000 千円及びその利子相当額
主要地方道小杉婦中線戸破高架橋上部工工事	平成26年度から平成27年度まで	600,000
主要地方道入善朝日線赤川橋（仮称）上部工工事	平成26年度	200,000
県営住宅滞納家賃回収事業	平成26年度から平成27年度まで	1,920
県立学校情報教育設備整備事業	平成26年度から平成31年度まで	365,540
科学鑑定機材整備事業	平成26年度から平成32年度まで	37,665
警察総合情報管理システム整備事業	平成26年度から平成30年度まで	168,142
刑事警察器材整備事業	平成26年度から平成30年度まで	10,343
ヘリコプターテレビシステム整備事業	平成26年度	149,835
運転免許運営機材整備事業	平成26年度から平成30年度まで	53,684

サイバー犯罪対策器材整備事業	平成26年度から 平成28年度まで	4,884
犯罪鑑識機材整備事業	平成26年度から 平成31年度まで	293,448
交通警察運営機材整備事業	平成26年度から 平成32年度まで	32,246

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有施設整備費	193,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
緊急防災・減災費	790,000			
並行在来線費	1,181,000			
高志リハビリテーション病院整備費	26,000			
老人福祉施設整備費	280,000			
社会福祉施設整備費	40,000			
水道事業出資金	25,000			
石綿健康被害救済基金拠出金	19,600			
公事共等補助費	10,623,000			
県単独農林水産業施設整備事業費	10,000			
北陸新幹線整備費	17,219,000			
直轄事業費金	10,085,000			
地域総合整備資金貸付金	60,000			
公園整備事業費	33,000			
合併推進事業費	2,296,000			
地方道整備費	3,632,000			

自然災害防止費 事業	328,000			
警察施設整備費 事業	77,000			
高等学校整備費 事業	22,000			
臨時高等学校費 整備事業	630,000			
県立大学整備費 事業	46,000			
地域活性化費 事業	138,000			
施設整備補助費 事業	53,000			
補助直轄災害復 旧事業費	1,913,000			
単独災害復旧費 事業	61,000			
行政改革推進費 事業	900,000			
退職手当債	2,000,000			
臨時財政対策債	40,300,000			
計	92,980,600			

議案第 12 号

平成25年度富山県物品調達等管理特別会計予算

平成25年度富山県の物品調達等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 635,720 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000 千円と定める。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰越金		2,855
	1 繰越金	2,855
2 諸収入		632,865
	1 雑入	632,865
歳入合計		635,720

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		635,720
	1 総務管理費	635,720
歳出合計		635,720

平成25年度富山県公債管理特別会計予算

平成25年度富山県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 163,256,081 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		93,728,081
	1 一 般 会 計 繰 入 金	91,623,841
	2 基 金 繰 入 金	2,104,240
2 県 債		69,528,000
	1 県 債	69,528,000
歳 入 合 計		163,256,081

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		163,256,081
	1 公 債 費	163,256,081
歳 出 合 計		163,256,081

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	69,528,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 %	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 14 号

平成25年度富山県収入証紙特別会計予算

平成25年度富山県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,270,326千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 証 紙 収 入			4,270,325
	1 証 紙 収 入		4,270,325
2 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
歳 入 合 計			4,270,326
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 出 金			4,270,326
	1 他 会 計 繰 出 金		4,270,326
歳 出 合 計			4,270,326

収入証紙特別会計

議案第 15 号

平成25年度富山県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成25年度富山県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ100,779千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰入金			260
	1 一般会計繰入金		260
2 繰越金			47,895
	1 繰越金		47,895
3 諸収入			52,624
	1 県預金利子		10
	2 貸付金元利収入		52,614
歳入合計			100,779
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 民生費			100,779
	1 児童福祉費		100,779
歳出合計			100,779

平成25年度富山県中小企業活性化資金特別会計予算

平成25年度富山県の中小企業活性化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,205,849千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000千円と定める。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰越金			263,984
	1 繰越金		263,984
2 諸収入			621,865
	1 県預金利子		1,159
	2 貸付金元利収入		619,706
	3 雑入		1,000
3 県債			320,000
	1 県債		320,000
歳入合計			1,205,849
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 商工費			1,205,849
	1 工鉦業費		1,205,849
歳出合計			1,205,849

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業業 高度化資金	320,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

平成25年度富山県就農支援資金特別会計予算

平成25年度富山県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,556千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			10,880
	1 一般会計繰入金		10,880
2 繰 越 金			42,863
	1 繰 越 金		42,863
3 諸 収 入			53,813
	1 県預金利子		100
	2 貸付金元利収入		53,713
4 県 債			20,000
	1 県 債		20,000
歳 入 合 計			127,556
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			127,556
	1 農林金融対策費		127,556
歳 出 合 計			127,556

就農支援資金特別会計

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金	20,000	普通貸借	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第19条第3項、同法施行令第5条第1項の規定により償還する。

議案第 18 号

平成25年度富山県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成25年度富山県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,904千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			904
	1 一般会計繰入金		904
2 繰 越 金			35,786
	1 繰 越 金		35,786
3 諸 収 入			34,214
	1 県預金利子		1
	2 貸付金元利収入		34,212
	3 雑 入		1
歳 入 合 計			70,904
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			70,904
	1 水 産 業 費		70,904
歳 出 合 計			70,904

平成25年度富山県林業振興・有峰森林特別会計予算

平成25年度富山県の林業振興・有峰森林特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 362,490 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、65,000 千円と定める。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		24,109
	1 負 担 金	24,109
2 使用料及び手数料		90,001
	1 使 用 料	90,001
3 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 入 金		52,291
	1 一 般 会 計 繰 入 金	52,291
5 繰 越 金		14,963
	1 繰 越 金	14,963
6 諸 収 入		181,125
	1 県 預 金 利 子	2
	2 貸 付 金 元 利 収 入	93,947
	3 雑 収 入	87,176
歳 入 合 計		362,490

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			362,490
	1 林 業 費		362,490
歳 出 合 計			362,490

議案第 20 号

平成25年度富山県奨学資金特別会計予算

平成25年度富山県の奨学資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 255,799 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 千円と定める。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 国庫支出金			28,172
	1 国庫補助金		28,172
2 繰入金			20,335
	1 一般会計繰入金		3,715
	2 基金繰入金		16,620
3 繰越金			60,488
	1 繰越金		60,488
4 諸収入			146,804
	1 貸付金元利収入		140,345
	2 雑収入		6,459
歳入合計			255,799
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 教育費			255,799
	1 教育総務費		255,799
歳出合計			255,799

平成25年度富山県公共用地先行取得事業 特別会計予算

平成25年度富山県の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,488,076千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			407,647
	1 財 産 運 用 収 入		13,205
	2 財 産 売 払 収 入		394,442
2 繰 入 金			3,555
	1 一 般 会 計 繰 入 金		3,555
3 繰 越 金			76,874
	1 繰 越 金		76,874
4 県 債			1,000,000
	1 県 債		1,000,000
歳 入 合 計			1,488,076
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			13,205
	1 総 務 管 理 費		13,205
2 土 木 費			1,474,871
	1 土 木 管 理 費		244,316

公共用地先行取得事業特別会計

	2 県単独公共用地先行 取得事業費	1,225,555
	3 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		1,488,076

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県単独公共用地特別先行取得事業費	平成26年度から 平成27年度まで	300,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公共用地 先行取得事業費</p>	<p>1,000,000</p>	<p>普通貸借 又は 証券発行</p>	<p>5.0以内[%]</p>	<p>借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。</p>

議案第 22 号

平成25年度富山県「元富山県営水力電気並鉄道事業」 資金特別会計予算

平成25年度富山県の「元富山県営水力電気並鉄道事業」資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,549,600 千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年 3 月 4 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			552,223
	1 財 産 運 用 収 入		552,223
2 繰 越 金			2,996,296
	1 繰 越 金		2,996,296
3 諸 収 入			1,081
	1 県 預 金 利 子		1,081
歳 入 合 計			3,549,600
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			3,549,600
	1 総 務 管 理 費		3,549,600
歳 出 合 計			3,549,600

議案第 23 号

平成25年度富山県港湾施設特別会計予算

平成25年度富山県の港湾施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,828,888千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			376,714
	1 使 用 料		376,714
2 繰 入 金			872,500
	1 一 般 会 計 繰 入 金		872,500
3 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
4 諸 収 入			6,673
	1 雑 入		6,673
5 県 債			573,000
	1 県 債		573,000
歳 入 合 計			1,828,888
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 土 木 費			1,828,888
	1 港 湾 費		1,828,888
歳 出 合 計			1,828,888

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伏木富山港ふ頭 用地造成事業費	321,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期 間を含め30年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
借換債	252,000			
計	573,000			

議案第 24 号

平成25年度富山県工業用地等管理特別会計予算

平成25年度富山県の工業用地等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 344,824 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			50,989
	1 使 用 料		50,989
2 財 産 収 入			76,380
	1 財 産 運 用 収 入		54,571
	2 財 産 売 払 収 入		21,809
3 繰 越 金			217,142
	1 繰 越 金		217,142
4 諸 収 入			313
	1 県 預 金 利 子		1
	2 雑 入		312
歳 入 合 計			344,824
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 臨海工業用地 造成事業費			276,025
	1 臨海工業用地 造成事業費		276,025
2 太閤山住宅団地 造成事業費			21,808

工業用地等管理特別会計

	1 太閤山住宅団地造成事業費	21,808
3 ふ頭用地造成事業費		46,991
	1 ふ頭用地造成事業費	46,991
歳 出 合 計		344,824

議案第 25 号

平成25年度富山県流域下水道事業特別会計予算

平成25年度富山県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,082,478千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2,733,599
	1 負 担 金	2,733,599
2 国 庫 支 出 金		1,337,000
	1 国 庫 補 助 金	1,337,000
3 繰 入 金		1,315,079
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,315,079
4 繰 越 金		43,504
	1 繰 越 金	43,504
5 諸 収 入		152,196
	1 受 託 事 業 収 入	142,196
	2 雑 収 入	10,000
6 県 債		501,100
	1 県 債	501,100
歳 入 合 計		6,082,478

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 流域下水道事業費			6,082,478
	1 流域下水道建設費		3,886,081
	2 流域下水道管理費		2,186,397
	3 予備費		10,000
歳 出 合 計			6,082,478

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	501,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

平成25年度富山県病院事業会計予算

(富山県立中央病院の予算の総則)

第1条 平成25年度富山県立中央病院の予算は、第2条から第10条に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 事業量

(1) 病床数	735床
一般病床	665床
結核病床	20床
精神病床	50床

(2) 患者数

入院患者	年間	225,351人	1日平均	618人
外来患者	年間	345,200人	1日平均	1,415人

2 主要な建設改良事業

電子カルテ等医療情報システム更新事業	978,015千円
新サーバ室ネットワーク設備整備事業	83,260千円
中央病棟及び外来診療棟の一部改修事業	296,500千円
看護師宿舎整備事業	210,544千円
厚生棟及び医療交流棟耐震補強等改修事業	165,390千円
医療器械整備	480,476千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	21,275,169千円
第1項 医業収益	19,231,689千円
第2項 医業外収益	2,043,479千円
第3項 特別利益	1千円
支 出	

第1款 病院事業費用	21,274,789千円
第1項 医業費用	20,755,979千円
第2項 医業外費用	518,309千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,345,096千円は、過年度分損益勘定留保資金1,345,096千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,385,253千円
第1項 企業債	1,934,000千円
第2項 補助金	246,700千円
第3項 出資金	202,052千円
第4項 固定資産売却代金	1千円
第5項 資本剰余金	2,500千円

支 出

第1款 資本的支出	3,730,349千円
第1項 建設改良費	2,214,185千円
第2項 企業債償還金	1,515,664千円
第3項 予備費	500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
滅菌システム保守点検業務委託	平成26年度から 平成31年度まで	25,000
生理機能検査システム賃借料	平成26年度から 平成31年度まで	113,385

輸液ポンプ、シリンジポンプ賃借料	平成26年度から平成31年度まで	51,870
------------------	------------------	--------

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機械等整備費	469,000	普通貸借又は証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
電子カルテ等医療情報システム更新費	978,000			
新サーバ室ネットワーク設備整備費	83,000			
中央病棟及び外来診療棟の一部改修費	197,000			
看護師宿舎整備費	207,000			
計	1,934,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,730,700千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 9,672,311千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,633,742千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,010,655千円と定める。

(富山県総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センターの予算の総則)

第11条 平成25年度富山県総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センターの予算は、第12条から第17条に定めるところによる。

(業務の予定量)

第12条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 主要な建設改良事業

富山県総合リハビリテーション病院・
こども医療福祉センター整備事業 301,812千円

(収益的収入及び支出)

第13条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		3,000千円
第1項 医業外収益		3,000千円
	支	出
第1款 病院事業費用		3,000千円
第1項 医業費用		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第14条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入		301,812千円
第1項 企業債		187,000千円
第2項 補助金		101,225千円
第3項 出資金		13,587千円
	支	出
第1款 資本的支出		301,812千円
第1項 建設改良費		301,812千円

(継続費)

第15条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設費	富山県総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター整備事業費	7,365,588	平成25年度	290,178
				平成26年度	5,019,559
				平成27年度	2,055,851

(企業債)

第16条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
富山県総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター整備事業費	187,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第17条 一時借入金の限度額は、187,000千円と定める。

平成25年3月4日 提出

富山県知事 石 井 隆 一

平成25年度富山県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度富山県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 501,740MWh
- (2) 主要な建設改良事業 固定資産改良事業 事業費 750,873千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	4,030,756千円
第1項 営業収益	4,009,798千円
第2項 財務収益	16,138千円
第3項 営業外収益	4,800千円
第4項 特別利益	20千円

支 出

第1款 事業費	3,369,281千円
第1項 営業費用	3,113,801千円
第2項 財務費用	170,956千円
第3項 営業外費用	79,504千円
第4項 特別損失	20千円
第5項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,355,416千円は、当年度分損益勘定留保資金925,010千円、過年度分損益勘定留保資金330,406千円及び繰越利益剰余金処分額100,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	680,065千円
-----------	-----------

第1項 補助金	274,660千円
第2項 投資及び貸付金償還金	405,385千円
第3項 受託工事収入	10千円
第4項 雑入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	2,035,481千円
第1項 建設改良費	1,216,773千円
第2項 受託工事費	10千円
第3項 企業債償還金	714,698千円
第4項 他会計繰出金	100,000千円
第5項 予備費	4,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小摺戸発電所(仮称)土木設備等工事費	平成26年度	197,400
井田川水系ダム監視制御回線二重化(室牧ダム～仁歩発電所)第2工区工事費	平成26年度	143,115
小矢部川第一発電所水車発電機修繕工事費	平成26年度	177,450
小矢部川第一発電所調速機及び励磁装置等更新工事費	平成26年度	234,780
小矢部川第一発電所入口弁更新工事費	平成26年度	133,350

新大長谷第一発電所水車ランナー更新工事費	平成26年度	42,630
新大長谷第一発電所水車発電機修繕工事費	平成26年度	126,000
井田川水系外配電線保守点検業務委託	平成26年度から平成28年度まで	23,625
発電所巡視点検業務委託	平成26年度から平成28年度まで	236,250
秘書業務労働者派遣費	平成26年度から平成28年度まで	8,376

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 607,715千円
- (2) 交際費 190千円

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち100,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 他会計繰出金 100,000千円

平成25年 3月 4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

平成25年度富山県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度富山県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	40,473,025m ³		
(2) 主要な建設改良事業	熊野川水道用水供給事業	事業費	493千円
	東部水道用水供給事業	事業費	26,461千円
	固定資産改良事業	事業費	408,396千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	2,051,425千円
第1項 営業収益	2,010,364千円
第2項 営業外収益	41,041千円
第3項 特別利益	20千円

支 出

第1款 事業費	1,762,142千円
第1項 営業費用	1,562,274千円
第2項 営業外費用	199,348千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 935,108 千円は、当年度分損益勘定留保資金 826,355 千円、過年度分損益勘定留保資金 108,753 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	923,316千円
-----------	-----------

第1項 企業債	184,000千円
第2項 長期借入金	38,801千円
第3項 出資金	700,505千円
第4項 雑入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	1,858,424千円
第1項 建設改良費	435,350千円
第2項 企業債償還金	803,074千円
第3項 他会計借入金償還金	620,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部水道用水費供給事業費	134,000	普通貸借又は証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
東部水道用水費供給事業費	50,000			
計	184,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 228,533千円

(2) 交際費 55千円

(他会計からの補助金)

第9条 水源開発及び広域化対策に要する経費にあてるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、80,000千円と定める。

平成25年3月4日 提出

富山県知事 石 井 隆 一

平成25年度富山県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成25年度富山県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 78,159,275^m

(2) 主要な建設改良事業

西部工業用水道建設事業	事業費	10,000千円
富山八尾中核工業団地工業用水道建設事業	事業費	10,000千円
利賀川工業用水道建設事業	事業費	12,412千円
固定資産改良事業	事業費	1,033,891千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	1,982,017千円
第 1 項 営業収益	1,959,782千円
第 2 項 営業外収益	22,215千円
第 3 項 特別利益	20千円

支 出

第 1 款 事業費	1,830,171千円
第 1 項 営業費用	1,693,985千円
第 2 項 営業外費用	135,666千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,095,264 千円は、当年度分損益勘定留保資金 963,553千円、過年度分損益勘定留保資金131,711千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	970,368千円
第1項 企業債	948,000千円
第2項 長期借入金	8,297千円
第3項 補助金	4,055千円
第4項 受託工事収入	7,616千円
第5項 工事負担金	2,400千円

支 出

第1款 資本的支出	2,065,632千円
第1項 建設改良費	1,066,303千円
第2項 受託工事費	7,616千円
第3項 企業債償還金	757,151千円
第4項 他会計借入金償還金	234,400千円
第5項 国庫補助金返還金	162千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部工業用水道建設事業費	10,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
富山八尾中核工業団地工業用水道建設事業費	10,000			
固定資産改良費	173,000			
附帯事業債	755,000			
計	948,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 95,909千円

(2) 交際費 55千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、74,000千円と定める。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

平成25年度富山県地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度富山県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 駐車場年間総駐車台数 157,315台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		114,651千円
第1項 営業収益		112,779千円
第2項 営業外収益		1,852千円
第3項 特別利益		20千円
	支	出
第1款 事業費		62,972千円
第1項 営業費用		60,028千円
第2項 営業外費用		2,424千円
第3項 特別損失		20千円
第4項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額77,129千円は、当年度分損益勘定留保資金17,226千円、過年度分損益勘定留保資金59,903千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		10千円
第1項 雑入		10千円
	支	出
第1款 資本的支出		77,139千円
第1項 他会計借入金償還金		77,139千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,016千円

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

議案第 31 号

県民ふるさとの日を定める条例制定の件

県民ふるさとの日を定める条例を次のように定める。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

県民ふるさとの日を定める条例

(趣旨)

第1条 県民が、ふるさとの歴史、自然及び風土並びにそれらの中で培われた文化、産業等についての魅力を知り、理解を深め、ふるさとへの愛着を育むとともに、自治の意識を高め、希望と誇りを持つことができる富山県を築き上げることを期する日として、県民ふるさとの日を設ける。

(県民ふるさとの日)

第2条 県民ふるさとの日は、5月9日とする。

(県の事業等)

第3条 県は、県民ふるさとの日を中心として、県民ふるさとの日の趣旨にふさわしい記念行事その他の事業を行うものとする。

2 県は、県民及び市町村その他の団体に対し、県民ふるさとの日の趣旨にふさわしい事業を行うよう協力を求めるものとする。

(使用料等の免除)

第4条 県民ふるさとの日には、県の公の施設の使用料及び利用に係る料金（以下「使用料等」という。）で知事が別に定めるものについては、当該使用料等に係る他の条例の規定にかかわらず、これを免除する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 32 号

富山県並行在来線経営安定基金条例制定の件

富山県並行在来線経営安定基金条例を次のように定める。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県並行在来線経営安定基金条例

(設置)

第1条 富山県の並行在来線（全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道の路線の開業に伴い、西日本旅客鉄道株式会社から経営が分離される鉄道事業に係る路線をいう。）に係る鉄道事業の利用者の利便の確保及び経営の安定に資するため、富山県並行在来線経営安定基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

元気とやま未来創造基金条例制定の件

元気とやま未来創造基金条例を次のように定める。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

元気とやま未来創造基金条例

(設置)

第1条 豊かで活力ある地域社会の実現に向けて、地域経済の活性化、文化及びスポーツの振興、再生可能エネルギー源（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）の利用の促進その他の施策を推進するため、元気とやま未来創造基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

富山県水源地域保全条例制定の件

富山県水源地域保全条例を次のように定める。

平成25年 3 月 4 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県水源地域保全条例

本県は豊かで清らかな水に恵まれ、「水の王国」と呼ばれている。世界有数の降水量がある立山連峰をはじめとする山々に降る雪や雨が緑豊かな自然環境を育て、森林が水源を涵養するとともに、そこから流れ出ずる大小の河川が富山平野の多くの扇状地を形づくり、豊富な地下水も育んできた。この豊富な水は、田畑を潤し、美しい田園風景をつくりあげるなど豊かな恵みをもたらす一方で、洪水など幾多の災害も引き起こしてきた。

私たちの先人は、その英知と努力により、この水を治め、用水を切り拓き、電力を興し、本県の農林水産業やものづくり産業の振興、豊かな県民生活の実現にいかすなど、水資源を本県の発展の礎としてきた。

近年になり、世界的に、人口の増加や新興国における経済発展などを背景として水の需要が増大し、これに伴い、水不足への懸念が高まり、我が国においても水資源の重要性が再認識されている。

このような状況に対処し、本県の恵まれた水資源を維持し、県民が安全で安心して暮らすことができる環境を将来の世代に引き継いでいくため、水源である森林などの地域を無秩序な開発から未然に守り、しっかりと保全していかなければならない。

ここに、県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を担いながら、豊かで清らかな水をふるさとの貴重な財産として県民全体で守っていくため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、水源地域の保全に関し、基本理念を定め、並びに県及び土地所有者等の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、水源地域における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、もって、豊かで清らか

な水資源の維持保全及び安全で安心な県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「水源地域」とは、第12条第1項の規定により指定された地域をいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地に関する所有権又は地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 水源地域の保全は、県民が将来にわたって本県の豊かで清らかな水の恵みを楽しむことができるよう、地域の自然環境等を勘案しつつ、当該地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 水源地域の保全は、県、市町村、土地所有者等、県民及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める水源地域の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水源地域の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、水源の涵養^{かん}など水源地域の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、水源地域の保全に対する理解を深め、自らその保全に努めるとともに、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、水源地域の保全について十分配慮するとともに、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との協力)

第8条 県は、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するとともに、

水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対して必要な協力を求めるものとする。

(国との連携等)

第9条 県は、国との連携及び協力により、水源地域の保全に関する施策を推進するとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、国に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(県民等の理解及び協力の促進)

第10条 県は、県民等の水源地域の保全に対する理解が深まり、水源地域の保全に関する施策への協力が促進されるよう、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(基本指針の策定等)

第11条 知事は、水源地域における適正な土地利用の確保に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を策定するものとする。

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 水源地域に関する基本的事項
- (2) 水源地域の指定に関する事項
- (3) 水源地域において土地所有者等が適正な土地利用を確保するために配慮すべき事項
- (4) その他水源地域において適正な土地利用を確保するために必要な事項

3 知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(水源地域の指定)

第12条 知事は、基本指針に沿って、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、水資源の保全のために適正な土地利用を確保することが必要な地域を、水源地域として指定することができる。

- (1) 森林の存する地域
- (2) 公共の用に供する水源に係る取水地点(地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいう。)及びその周辺の地域
- (3) その他水資源を保全するため必要と認められる地域

2 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意

見を聴かなければならない。

- 3 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から3週間公衆の縦覧に供しななければならない。
- 4 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る区域内の住民及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 5 知事は、前項の規定により、縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見を聴取するものとする。
- 6 知事は、水源地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 7 水源地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 第2項から前項までの規定は、水源地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(水源地域内の土地における基本指針への配慮等)

第13条 土地所有者等は、水源地域内の土地の利用に当たっては、基本指針に配慮するものとする。

- 2 知事は、水源地域において、基本指針に沿った土地の利用を図るために必要があると認めるときは、土地所有者等に対し、水源地域内の土地の利用の方法その他の事項に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(水源地域内の土地に関する権利の移転等の届出)

第14条 水源地域内の土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）を有する者は、土地に関する権利の移転又は設定をする契約（規則で定めるものに限る。以下この条において「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする場合には、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の6週間前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
- (3) 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
- (4) 土地売買等の契約に係る土地に関する権利の種別及び内容
- (5) 土地売買等の契約による土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 第12条第1項第2号又は第3号に掲げる地域内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合で、当該契約に係る土地の面積が300平方メートル以下であるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停に基づく場合、当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合

3 第12条第1項の規定による指定の日から起算して6週間を経過する日までの間に当該指定に係る水源地域（水源地域の区域の変更の場合にあっては、当該変更により新たに水源地域となった区域に限る。）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「当該土地売買等の契約を締結しようとする日の6週間前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

4 第1項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更して土地売買等の契約を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（市町村長への通知等）

第15条 知事は、前条第1項又は第4項の規定による届出があったときは、速やかに、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長に通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前条第1項又は第4項の規定による届出に係る土地の利用に関し、関係市町村長に意見を求めることができる。

3 知事は、前条第1項又は第4項の規定による届出があった場合において、基本指針及び関係市町村長の意見を勘案して必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る土地の利用の方法その他の事項に関し必要な指導又は助言をすることができる。

4 前項の規定による指導又は助言を受けた者は、当該届出に係る土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者に対して、当該指導又は助言の内容を伝達しなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第14条第1項又は第4項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る土地の利用の方法その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水源地域の保全に及ぼす影響を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第17条 知事は、第14条第1項又は第4項の規定による届出をした者が前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、水源地域の保全を図るために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、土地に関する権利を有する者が第14条第1項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該土地に関する権利を有する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第18条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則

で定める。

(過料)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第14条第1項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第16条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の過料を科する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第14条から第18条まで、第20条及び第21条の規定は、同年10月1日から施行する。

議案第 35 号

富山県海岸漂着物対策推進基金条例制定の件

富山県海岸漂着物対策推進基金条例を次のように定める。

平成25年 3 月 4 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県海岸漂着物対策推進基金条例

(設置)

第 1 条 海岸漂着物等の発生抑制対策、回収及び処理その他の海岸漂着物等に係る課題を解決するための地域の取組を推進するとともに、地域の活性化に資するため、富山県海岸漂着物対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成27年5月31日限り、その効力を失う。

(基金の処分の特例)

- 3 第6条の規定にかかわらず、基金は、その属する現金を国庫に返納する場合は、これを処分することができる。

議案第 36 号

富山県新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件

富山県新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように定める。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、富山県新型インフルエンザ等対策本部（法第22条第1項の規定により知事が設置する都道府県対策本部をいう。以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 富山県新型インフルエンザ等対策本部長（対策本部の長をいう。以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（第4項において「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員（以下「本部職員」という。）を置くことができる。

5 本部職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第23条第4項の規定により国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(細則)

第5条 前3条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

議案第 37 号

富山県障害者介護給付費等不服審査会条例等一部改正の件

富山県障害者介護給付費等不服審査会条例等の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月 4 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県障害者介護給付費等不服審査会条例等の一部を改正する条例

(富山県障害者介護給付費等不服審査会条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

- (1) 富山県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年富山県条例第 2 号）第 1 条
- (2) 富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例（昭和 37 年富山県条例第 9 号）別表第 2
- (3) 富山県福祉型障害児入所施設条例（昭和39年富山県条例第28号）第 4 条第 1 項及び第 2 項第 1 号
- (4) 富山県立高志学園条例（昭和39年富山県条例第27号）第 4 条第 2 項
- (5) 富山県心の健康センター条例（平成 9 年富山県条例第 2 号）第 4 条第 4 号から第 6 号まで

(富山県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正)

第 2 条 富山県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号。以下「法」という。）」に改める。

第 6 条第 1 号及び第 2 号中「障害者自立支援法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

議案第 38 号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の
件

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第1の2項を第1の3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

1の2 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第9条の5第1項の規定による届出の受理
- (2) 法第9条の5第2項の規定による告示

別表第2第1項中「別表第1第1項」の次に「、第1の2項」を加える。

別表第4第1項中「別表第1第1項」の次に「、第1の2項」を加え、同表第3項を次のように改める。

3 削除

別表第4第5項中「及びクリーニング業法（昭和25年法律第207号）の施行に関し知事が定める規則」を削り、同表第5の2項及び第5の3項を削り、同表第6項を次のように改める。

6 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の富山県知事の権限に属する事務の

処理の特例に関する条例に定める事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

議案第 39 号

富山県職員定数条例一部改正の件

富山県職員定数条例の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月 4 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表中「900 人」を「904 人」に、「2,865 人」を「2,858 人」に、
「8,451 人」を「8,448 人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

議案第 40 号

知事等の給与の特例に関する条例及び富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件

知事等の給与の特例に関する条例及び富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

知事等の給与の特例に関する条例及び富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(知事等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の給与の特例に関する条例(平成16年富山県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項、第2条第1項、第3条第1項及び第4条第1項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

(富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例(平成17年富山県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号

富山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例一部改正の件

富山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月 4 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

富山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成25年 5 月31日」を「平成26年 5 月31日」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（基金の処分の特例）

- 3 第 6 条の規定にかかわらず、基金は、その属する現金を国庫に返納する場合は、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 42 号

富山県地域医療再生臨時特例基金条例一部改正の件

富山県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

富山県地域医療再生臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年5月31日」を「平成28年5月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

（基金の処分の特例）

- 3 第6条の規定にかかわらず、基金は、その属する現金を国庫に返納する場合は、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 43 号

富山県技術立県基金条例及び富山県企業立地促進資金貸付基金条例一部改正の件

富山県技術立県基金条例及び富山県企業立地促進資金貸付基金条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県技術立県基金条例及び富山県企業立地促進資金貸付基金条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第15号」を「第13号」に改める。

- (1) 富山県技術立県基金条例（昭和57年富山県条例第1号）第2条
- (2) 富山県企業立地促進資金貸付基金条例（昭和58年富山県条例第2号）第2条第2項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 44 号

富山県特別会計条例一部改正の件

富山県特別会計条例の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月 4 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県特別会計条例の一部を改正する条例

富山県特別会計条例（昭和39年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 7 号を次のように改める。

(7) 富山県就農支援資金特別会計 就農支援資金の貸付け

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 富山県農業改良資金特別会計の平成24年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際富山県農業改良資金特別会計に属する権利義務は、富山県就農支援資金特別会計に帰属するものとする。

議案第 45 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表第1の2の項から4の項までを次のように改める。

<p>2 消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項前段の規定に基づく移送取扱所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>移送取扱所の設置許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項から4の項まで及び12の項において同じ。）が15キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。）</p> <p>21,000円</p> <p>(2) 危険物を移送するための配管に係る最大常</p>
--	------------------------	--

		<p>用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 87,000円</p> <p>(3) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額</p>
3 消防法第11条第1項後段の規定に基づく移送取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	移送取扱所の位置、構造又は設備の変更許可申請手数料	2の項の移送取扱所の設置許可申請手数料の額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
4 消防法第11条第5項の規定に基づく移送取扱所の設置の許可又は位置、構造若しくは設備の変更の許可に係る完成検査	移送取扱所の設置許可に係る完成検査手数料	2の項の移送取扱所の設置許可申請手数料の額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
	移送取扱所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査手数料	2の項の移送取扱所の設置許可申請手数料の額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の1に相当する額

別表第1の5の項中「危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所」を「移送取扱所」に

改め、同表の 6 の項を次のように改める。

6 削除		
------	--	--

別表第 1 の 12 の項を次のように改める。

12 消防法第14条の3第1項の規定に基づく移送取扱所の保安に関する検査	移送取扱所の保安に関する検査手数料	次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 70,000円 (2) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額
--------------------------------------	-------------------	---

別表第 1 の 309 の項を次のように改める。

309 家畜衛生事務	家畜受精卵移植技術手数料	1頭1回につき10,000円
	家畜衛生検査手数料	1検体につき990円の範囲内において、検査の種類に応じ規則で定める額
	家畜衛生検査証明書交付手数料	1通につき450円

家畜衛生検査成績書交付手数料	1通につき 680円
----------------	------------

別表第1の405の項中「認定を受けた遊技機以外の遊技機がない」を「認定（414の項において単に「認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がない」に、

「		ア 3月以内の期間に限って営む営業
		16,000円
」		イ その他の営業
		27,000円

を

「		ア 3月以内の期間に限って営む営業
		15,000円
」		イ その他の営業
		25,000円

に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がある」を「未認定遊技機がある」に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円（同条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機」を「2,800円（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第4項の検定（414の項において単に「検定」という。）を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあつては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機」に、「2,700円」を「8,000円」に、

「		ア 3月以内の期間に限って営む営業
		15,000円
」		イ その他の営業
		27,000円

を

		ア 3月以内の期間に限って営む営業 14,000円
		イ その他の営業 24,000円

に、「9,300円」を「8,600円」に、「7,400円」を「6,800円」に改め、同表の413の項中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合 3,400円」を「未認定遊技機がない場合 2,400円」に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合 3,400円に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円（同条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機）を「未認定遊技機がある場合 5,200円（特定未認定遊技機がある場合にあつては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機）」に、「2,700円」を「8,000円」に改め、同表の414の項中「以下この項において「遊技機試験」を「以下「遊技機試験」」に、「」 2,700円」を「」 2,200円」に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第4項の検定（以下この項において単に「検定」という。）」を「検定」に、「2,720円」を「4,340円」に、「59,700円」を「59,000円」に改め、「認定を受けようとする者が同時に」の次に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれ(1)、(2)又は(3)に定める額から2,700円」を「(1)の場合にあつては0円、(2)の場合にあつては40円、(3)の場合にあつてはそれぞれ(3)の規定に基づき規則で定める額から8,000円」に、「6,300円」を「3,900円」に、「18,000円」を「6,300円」に、「遊技機以外の遊技機について検定」を「型式以外の型式について検定」に、「1,816,000円」を「1,621,000円」に、「62,300円」を「68,300円」に改め、「遊技機試験を受けようとする者が同時に」の次に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「2,300円」を「14,300円」に、「1,810,200円」を「1,628,000円」に改める。

別表第3の12の項中「同時に」の次に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型

式に属する」を加え、「2,300円」を「14,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の項から6の項まで及び12の項の改正規定は、平成25年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 46 号

富山県税条例一部改正の件

富山県税条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県税条例の一部を改正する条例

第1条 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第72条の3中「100分の25」を「63分の17」に改める。

第2条 富山県税条例の一部を次のように改正する。

第72条の3中「63分の17」を「78分の22」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3条の規定は、平成27年10月1日から施行する。

（第1条の規定による富山県税条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の富山県税条例の規定中地方消費税に関する部分は、平成26年4月1日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に事業者（富山県税条例第8条第2項第5号に規定する事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び施行日以後に保税地域（同項第2号に規定する保税地域をいう。以下この条及び次条において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（第2条の規定による富山県税条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第2条の規定による改正後の富山県税条例の規定中地方消費税に関する部分は、平成27年10月1日（以下この条において「一部施行日」という。）以後に

事が行う課税資産の譲渡等及び一部施行日以後に保税地域から引き取られる
課税物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの
間業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日から一部施行日の前日までの間
に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例
に。

議案第 47 号

富山県病院事業の設置等に関する条例一部改正の件

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 病院事業を行う病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県立中央病院（以下「中央病院」という。）	富山市
富山県総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター	富山市

第3条第2項中「診療科目」を「中央病院の診療科目」に、同条第3項中「病床数」を「中央病院の病床数」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 48 号

富山県道路占用料条例一部改正の件

富山県道路占用料条例の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月 4 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県道路占用料条例の一部を改正する条例

富山県道路占用料条例（昭和37年富山県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、

	その他のもの	2,200円	540円
--	--------	--------	------

を

	その他のもの	2,200円	540円
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,100円

に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に、「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「同条第8号」を「同条第10号」に、「第7条第10号」を「第7条第12号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

議案第 49 号

市町村立学校県費負担教職員定数条例一部改正の件

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5,772人」を「5,823人」に、「25人」を「27人」に、「62人」を「58人」に、「288人」を「292人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 50 号

富山県立山博物館条例一部改正の件

富山県立山博物館条例の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月 4 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県立山博物館条例の一部を改正する条例

富山県立山博物館条例（平成 3 年富山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「資料館」を「山岳集古未来館、資料館」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 51 号

富山県警察の組織等に関する条例一部改正の件

富山県警察の組織等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月 4 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例

富山県警察の組織等に関する条例（昭和29年富山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「1,080人」を「1,082人」に、「566人」を「567人」に、「1,910人」を「1,913人」に、「2,258人」を「2,261人」に改める。

附則第3項中「1,080人」を「1,082人」に、「566人」を「567人」に、「1,910人」を「1,913人」に改める。

別表富山県射水警察署の項中「富山県射水市戸破2459番地」を「富山県射水市今井170番1」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 52 号

国営土地改良事業及び県営土地改良事業に要する費用に係る市町村の一部負担の追加に関する件

平成6年6月定例県議会で議決を経た国営土地改良事業及び県営土地改良事業に要する費用に係る市町村の一部負担に関する件の1 対象事業及び負担率の表を次のように改正し、平成25年度以降の事業に係る負担金から適用する。

平成25年3月4日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

1 国営土地改良事業の表に次のように加える。

国営施設機能保全事業（射水平野地区において行う事業に限る。）	事業費（事務費を除く。）の300分の26
--------------------------------	----------------------

2 県営土地改良事業の表に次のように加える。

震災対策農業水利施設整備事業 大規模事業	事業費（事務費を除く。）の100分の12
小規模事業	事業費（事務費を除く。）の100分の17

報告第 3 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成25年 3 月 4 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法 第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
27	平成25年1月4日に富山市金屋地内で発生した交通信号機からの落雪による車両の損傷	石川県加賀市 有限会社東山鉄工 石川県加賀市在住1名 石川県金沢市 日本興亜損害保険株式会社	県が支払う額 205,412円	平成25年 2月19日

報告第 4 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

平成25年 3 月 4 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第180条第1項による専決処分）

専決処分番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
24	平成24年11月5日に富山市新庄町地内で発生した警察車両の交通事故	石川県金沢市 株式会社ホームエ ネルギー北陸 富山市在住1名	県が受け取る額 542,042円	平成25年 2月19日
25	平成24年11月26日に富山市新総曲輪地内で発生した県有自動車の交通事故	高岡市在住1名	県が受け取る額 49,264円	平成25年 2月19日
26	平成24年11月27日に高岡市あわら町地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住1名	県が受け取る額 230,000円	平成25年 2月19日